



## 雇保 自己都合離職者の給付制限の見直し（令和7年4月～）

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1～3か月間は基本手当を支給されません（「給付制限」）。令和7年4月より、労働者が安心して再就職活動を行えるようにする観点等を踏まえ、給付制限期間の見直しが行われています。

### 1 自ら教育訓練を行った場合の給付制限解除

離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合は、給付制限が解除されます。（ただし、令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限り。また、途中退校は該当しません。）

#### 対象となる教育訓練等

- (1) 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- (2) 公共職業訓練等
- (3) 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- (4) (1)～(3)に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練



### 2 原則の給付制限期間の短縮

2か月が  
1か月に！

給付制限は、退職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月です。（ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は3か月となります。また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇（重責解雇）された場合、給付制限は3か月です。）

#### 基本手当の受給手続の流れ（自己都合離職者）



## 国年 厚年 令和 7 年度の年金額改定（令和 7 年 4 月～）

令和 7 年度の年金額は、法律の規定に基づき、前年度から 1.9%の引き上げとなります。

### 令和 7 年度の年金額の例



|                                                  | 令和 6 年度（月額） | 令和 7 年度（月額）             |
|--------------------------------------------------|-------------|-------------------------|
| 国民年金 <sup>※1</sup><br>（老齢基礎年金（満額）：1 人分）          | 68,000 円    | 69,308 円<br>（+1,308 円）  |
| 厚生年金 <sup>※2</sup><br>（夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額） | 228,372 円   | 232,784 円<br>（+4,412 円） |

## 国年 厚年 令和 7 年度の在職老齢年金の支給停止調整額改定（令和 7 年 4 月～）

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合に、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止する仕組みです。支給停止調整額は、厚生年金保険法第 46 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 7 年度の支給停止調整額は、次のとおりとなります。

|         | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------|---------|---------|
| 支給停止調整額 | 50 万円   | 51 万円   |

## 国年 厚年 現物給与の価額改正（令和 7 年 4 月～）

今年度も、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和 7 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。すべての都道府県において、食事の現物給与価額が変更になりました。「固定的賃金の変動」に該当し、「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますので注意が必要です。

※1 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の老齢基礎年金（満額 1 人分）は、月額 69,108 円（対前年度比 +1,300 円）です。

※2 男性の平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5 万円）で 40 年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と 2 人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

#### ＜参考文献等＞

- ・厚生労働省「令和 7 年 4 月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます」（2025/02）
- ・厚生労働省「第 195 回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会資料（「雇用保険法等の一部を改正する法律」の成立について）」（2024/05）
- ・厚生労働省「令和 7 年度の年金額改定について」[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000191631\\_00019.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000191631_00019.html)（参照 2025/4/16）
- ・厚生労働省「全国現物給与価額一覧表（厚生労働大臣が定める現物給与の価額）」<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.html>（参照 2025/04/16）

発行元



辻・本郷 社会保険労務士法人  
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿 HR 事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル 7 階

TEL：03-5361-8061（代表）

TH letter for HR 担当：鈴木・須賀

当法人の詳細  
お問い合わせ



スマホで読み取り  
またはクリック！

